

宿泊約款

(【物件名】愛敬家／【会社名】株式会社サンアイク不動産)

本約款は、旅館業法に基づく営業許可施設における宿泊契約及び関連契約について定めるものであり、宿泊客の皆様に快適かつ安全にご利用いただくための規則を示します。

- 営業者名：【会社名】株式会社サンアイク不動産
- 施設名称：【物件名】愛敬家
- 施設住所：【物件住所】千葉県茂原市吉井下546
- 営業の種別：旅館業（簡易宿所）
- 定員：【定員人数】15人

第1条 適用範囲

1. 【愛敬家】（以下「当施設」という。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、旅館業法その他の法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名及び人数
 - (2) 宿泊日及び泊数
 - (3) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料は、原則として当施設が提携する国内外のオンライン宿泊予約サイト（OTA）にて事前に決済されます。長期滞在の場合も同様に、宿泊期間全体の宿泊料を事前にお支払いただきます。
3. 滞在中の宿泊代金等の利用額が前受金の額を上回った場合、あるいは上回ると見込まれる場合、当施設が指定する期日までに当施設が定める金額の追加金を申し受けます。当施設が指定する期日までにご入金いただけない場合、第7条第1項の規定に従い、当施設は宿泊契約を解除することがあります。
4. 第2項の前受金の支払いを当施設が事前に告知して求めたにもかかわらず、到着時または当施設が指定した期日までにお支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。
5. 当施設がインターネットサイト又は電話等で誤った宿泊料金を提示又は案内し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申込み及び承諾があった場合であっても、当該宿泊料金がその前後の期日よりも著しく低廉であったときは、当該宿泊料金が著しく低廉であることにつき合理的な理由がない限り、民法上の錯誤による承諾として、当該宿泊契約は無効とし、当施設は速やかにその旨を通知します。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にもかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が反社会的勢力であるとき。

(5) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(8) 泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

第 6 条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除した場合、別表第 2 に掲げるところにより違約金を申し受けます。

3. 宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなすことがあります。

第 7 条 当施設の契約解除権

当施設は、宿泊客が以下に該当する場合、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 前受金を期日までに入金いただけないとき。

(2) 法令、公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。

(3) 伝染病者であるとき。

(4) 天災等により宿泊させることができないとき。

(5) 泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすとき。

(6) 反社会的勢力であることが判明したとき。

(7) 利用規則に従わないとき。

第 8 条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、チェックイン時に当施設の指定する方法（事前オンライン登録等）により、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊者の氏名、住所、職業、連絡先、及び宿泊日程

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日ならびに旅券の写しの提出

(3) その他当施設が必要と認める事項

2. 当施設ではスマートチェックインサービスを運用しており、宿泊者は入館・入室前に本人確認を行うものとします。本人確認は、次の方法により実施します。

(1) 宿泊予約時に宿泊者名簿へ必要情報を入力し、当日に宿泊名簿と紐づいた QR コードをスマートフォンで読み取る方法

(2) 前号の方法により事前登録を完了した後、又は施設到着時に現地設置端末へ宿泊者名簿情報その他必要事項を入力した後、当施設所定の手順に従い、宿泊者名簿情報の確認、宿泊約款への同意その他チェックインに必要な手続を行う方法

3. 宿泊者名簿として取得する情報（代表者及び同行者を含む）は、旅館業法に基づき原則 3 年間保存いたします。

4. 当施設は、事故や緊急時に迅速な対応を行うため、施設からおおむね 20 分圏内に職員を待機させる体制を有します。

5. 宿泊者が前各項に定める登録又は本人確認を行わない場合、宿泊をお断りすることがあります。

第 9 条 客室の使用時間

客室の使用時間は 15 時から翌日 10 時までとします。

第 10 条 利用規則の遵守

宿泊客は、当施設内で当施設が定め提示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 営業時間

当施設のサービス利用方法は以下の通りです。

基本的な設備利用方法や対処方法につきましてはハウスマニュアルをご参照下さい。

緊急時にはマニュアルに記載の電話番号までご連絡ください。

第 12 条 料金の支払い

当施設の宿泊料金等は、国内および海外の OTA サイト（オンライン旅行代理店）を通じて、事前に決済していただきます。

原則として、ご予約の時点で決済が完了していることを条件とし、現地でのお支払いは原則として行いません。

第 13 条 当施設の責任

当施設は、宿泊契約に関して宿泊客に損害を与えたときは賠償します。ただし当施設の責に帰すべきでない場合はこの限りではありません。

当施設は旅館賠償責任保険に加入しています。

第 14 条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

当施設が契約客室を提供できないときは、同等条件の他施設を斡旋します。

斡旋できない場合、違約金相当額を補償料として支払います。

第 15 条 寄託物等の取扱い

当施設にはフロントが設置されていないため、現金・貴重品・その他高価な物品をお預かりすることはできません。

宿泊客ご自身の責任において保管をお願いいたします。

万が一、施設内にお持ち込みになった物品に滅失・毀損等の損害が生じた場合であっても、当施設はその責任を負いかねますのでご了承ください。

第 16 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

宿泊前に到着した手荷物は、事前了解時に限り責任を持って保管します。

チェックアウト後の忘れ物は 3 か月間保管し、その後申し出がない場合は処分します。

第 17 条 駐車場の責任

当施設には専用駐車場はございません。

お車でお越しのお客様は、敷地内の無料駐車場をご利用ください。なお、近隣駐車場のご利用に際して発生したトラブルや損害について、当施設は一切の責任を負いません。

第 18 条 宿泊客の責任【更新日：2026 年 4 月 1 日】

宿泊客の故意または過失により当施設が損害を被った場合、当該宿泊客はその損害を賠償する責任を負うものとします。

また、当施設は、下記各号に該当する損害が発生した場合、宿泊客に対して相応の費用負担または損害賠償を請求することができるものとします。

1. 施設または備品の破損・汚損等により必要となる修繕費、交換費、清掃費等の実費
2. 宿泊客の故意または過失により、施設の営業が一時的に停止した場合に発生する販売停止期間中の売上補償（売上金額は時期により異なる）
3. 宿泊客の行為により、当施設の社会的信用、評判、評価が著しく損なわれた場合の損害賠償
4. 宿泊客の事由によって、近隣住民または第三者から迷惑料・損害賠償等を請求された場合の当該費用
5. 前各号のほか、宿泊客の行為に起因して当施設が被った一切の損害

第 19 条 免責事項

当施設内でのコンピューター通信は自己責任で行うものとします。システム障害等で損害が発生しても当施設は責任を負いません。

別表第 1 宿泊料金等の算定方法

別表第 1 宿泊料金等の算定方法（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係）

宿泊者が支払うべき宿泊料金の内訳は、次のとおりとします。

1. 基本宿泊料（室料）※1、※2 参照
2. サービス料（基本宿泊料の 10%）
3. 税金（消費税）

なお、消費税は、基本宿泊料及びサービス料の合計額に対して 10%が課されるものとします。

※1 基本宿泊料は、国内予約サイト（じゃらん、楽天トラベル等）及び海外予約サイト（Airbnb、Booking.com 等）ごとに異なるため、各予約サイト上に表示された料金によるものとします。

※2 税法が改正された場合は、改正後の法令に従うものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

一般宿泊（15 名まで）の違約金は、次のとおりとします。

1. 不泊の場合 基本宿泊料の 100%
2. 宿泊日当日に解除した場合 基本宿泊料の 100%
3. 宿泊日の前日に解除した場合 基本宿泊料の 100%

1. 上記割合は、いずれも基本宿泊料に対する違約金の比率とします。

2. 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を申し受けます。